



ピックアップ!区政会議 No.30 < 区政会議のさまざまな情報を発信します! >

区政会議委員を募集します! ~城東区をもっと住みやすいまちにしませんか?~

対象 区内在住・在勤・在学の方

募集人員 12名(応募多数の場合は、選考のうえ通知します)

応募方法 応募資格や申込書など、詳しくは区ホームページまたは、下記問合せ窓口に設置している「城東区区政会議委員募集要項」をご覧ください。(7月31日(水)必着)

任期 令和元年10月1日~令和3年9月30日

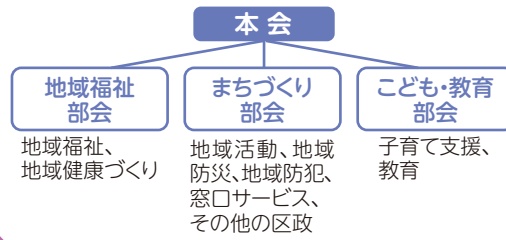
※会議は原則公開、平日夜間に開催します。報酬・交通費等の支給はございませんので、ご了承ください。
また、委員就任にあたり配慮が必要な事項がありましたらお申し出ください。



▲HPIはこちら

●区政会議って何をしているの?●

区政会議は委員全員が出席する本会と、分野ごとにより掘り下げて意見交換していただく3つの専門部会(地域福祉部会、まちづくり部会、子ども・教育部会)で構成されており、区政会議委員が会議に出席し、城東区がより住みやすい区になるよう、区の施策などについて意見交換を行っています。



実現した例

- 広報誌の全戸配布
- 避難所物品の購入 など



区政会議での意見

区の施策などへ反映

令和元年度第1回区政会議(本会)を開催します

とき 7月30日(火) 19:00~ **ところ** 区役所3階311会議室※傍聴可、手話通訳あり

委員への応募をお考えの方はぜひお越しください!

問合せ / 区役所総務課(総合企画)3階 32 番窓口 ☎6930-9937 FAX6932-0979

7月は社会を明るくする運動 強調月間・再犯防止啓発月間です

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

「社会を明るくする運動」は心ならずも犯罪や非行に走ってしまった人たちの立ち直りを支え、安心・安全な地域社会の構築をめざす運動です。区役所壁面への懸垂幕掲出や、「朝の挨拶運動」「街頭啓発」を行うほか、区内中学生から募集した「標語」を区役所にて展示しています。

◆ 標語の展示 ◆

とき 7月31日(水)まで **ところ** 区役所1階 ロビー

城東地区更生保護サポートセンター

保護司に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点として、また地域における更生保護の拠点として開設されています。

開館日 月~金曜日に企画調整保護司が駐在。
ただし、年末年始、祝日、運営委員会が指定する日は休館日。

開館時間 10:00~16:00

ところ 中央1-6-21

問合せ ☎6935-5665

更生保護の
マスコットキャラクター
「更正ペンギンのホゴちゃん」



青少年 守って住みよい 城東区

7月は青少年の非行・被害防止全国強調月間

城東区青少年健全育成推進会議
城東区役所

固定資産税・都市計画税 (第2期分)の 納期限は、7月31日(水)です

問合せ / 京橋市税事務所固定資産税担当

☎4801-2957(土地)

☎4801-2958(家屋)

FAX4801-2905

第46回 城東まつり

とき 8月24日(土)

※雨天の場合は8月25日(日)に順延

ところ 蒲生公園、城東区複合施設 など
※詳しくは「ふれあい城東8月号」でお知らせします。



介護保険のお知らせ

●介護保険の負担割合証を交付します

要介護(支援)認定を受けている方および事業対象者の方に令和元年8月から使用する「負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービスを利用するときに、被保険者証とともに提示してください。利用者負担割合の判定要件は右表のとおりです。

なお、年度途中で税更正等のため、負担割合が変更となった場合は、新たに「負担割合証」を交付します。

●介護保険の決定通知書を送付します

65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)で、あらかじめ年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階が変更となる方や、納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

| 利用者負担割合 | | | | |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------|--------------|----|
| 第1号被保険者 要介護認定を受けている | 本人の合計所得金額が220万円以上 | 下記以外の場合 | | 3割 |
| | | 同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が | 単身は340万円未満 | 2割 |
| | | | 2人以上は463万円未満 | 1割 |
| | 本人の合計所得金額が160万円以上 | 下記以外の場合 | | 2割 |
| | | 同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が | 単身は280万円未満 | 1割 |
| | | | 2人以上は346万円未満 | 1割 |
| 本人の合計所得金額が160万円未満 | | | | 1割 |

問合せ / 保健福祉センター保健福祉課(介護保険) ☎6930-9859 FAX6932-1295

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

75歳(一定の障がいがあると認定された方は65歳)以上の方に、今年度の被保険者証(橙色)を7月中旬までに送付します。現在の水色のものは8月1日から使えなくなりますのでご注意ください。なお、不在時は郵便局に留め置かれ、その旨のお知らせが投函されます。7月中旬に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、お問い合わせください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月中旬に送付します。保険料を年金からお支払いいただいている方は、口座振替による納付方法が選択できますので、お問い合わせください。

問合せ / 区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 FAX6932-0979

大阪市登録調査員を募集しています

登録調査員として登録し、統計法に基づく基幹統計調査において、今後活躍していただける方を随時募集しています。登録時の年齢が20歳から75歳の方が対象です。

問合せ / 区役所総務課

☎6930-9928 FAX6932-0979

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証を更新します

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証(黄色)をお持ちの方に7月下旬までに医療証(青色)を送付します。

現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。

問合せ / 保健福祉センター保健福祉課(子育て教育)

☎6930-9065 FAX6932-1295

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入している70~74歳の方の新しい高齢受給者証を、7月下旬までに世帯主の方あてに送付します。現在のものは8月から使用できなくなります。7月中旬に届かない場合は、お問い合わせください。

平成30年4月から国民健康保険の都道府県化に伴い、高齢受給者証の名称が「大阪府国民健康保険高齢受給者証」に変更になりました。

問合せ / 区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

☎6930-9956 FAX6932-0979